

特 記 仕 様 書

工 事 名: 令和 6 年度村道阿波連線道路改良工事
工 事 場 所: 渡嘉敷村字渡嘉敷地内
工 事 期 間: 契約締結の日から 175 日間
工 事 概 要: 数 量 別 紙

1. 一般適用事項

1. 1 この仕様書は、渡嘉敷村が施工する頭書の工事に適用を期するために、請負者が厳守しなければならない工事仕様を示すものである。
1. 2 本工事は、本特記仕様書及び図面に準じて施工することを原則とし、本特記仕様書に記載されていない事項は、沖縄県土木建築部発行(令和 5 年 7 月)土木工事共通仕様書に基づき実施しなければならない。及びその他の参考図書に準じて厳密に施工しなければならない。

- (1) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
- (2) 道 路 法 (昭和 27 年 法律第 180 号)
- (3) 労働安全衛生規則 (昭和 22 年 労働省令第 9 号)
- (4) 公害対策基準法 (昭和 42 年 法律第 132 号)
- (5) 騒音規制法施工令 (昭和 43 年 法律第 498 号)
- (6) その他本工事に関係するその法規を熟読し、必要なる諸手続きを速やかに関係各省庁に対して行うとともに監督員にその旨、報告書にて提出しなければならない。

1. 3 調査測量

請負者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、設計図面と現地の関係を詳細に調査し、設計図面と現地の関係に相違を発見した際には監督員と協議しなければならない。協議を怠って工事を実施したために生じた損害はすべて請負者の負担とする。

1. 4 工事の変更及び追加

工事施工にあたっては請負者、監督員が本仕様書を改正する必要を認めたときには両者協議のうえ、変更又は追加を行うことがある。

1. 5 工期内の休日等には、雨天、日曜日、祝日、及び年末年始休暇の他、工期内の全土曜日を含んでいる。

- 1-6 請負者は、監督員の指示する様式により 作業日報、その他の書類を遅滞なく提出しなければならない。

- 1-7 構造物の法線及び標高は、現場監督員立会いの上、定めるものとする。

2. 着 手

2. 1 書類の提出

請負者は、工事着手において次に示す書類を作成・提出し、承認を受けなければならない。

- ア) 工事着手届 イ) 施工計画書 ウ) 工程表
- エ) 現場代理人届 オ) 主任技術者届 カ) 工事下請通知書及び施工体制台帳
- キ) 使用機械計画書

2. 2 工事測量

- ア) 仮 BM は、工事中に変動のないような位置を選定し設置しなければならない。
また工事期間中は定期的に検査し十分な精度を有するよう努めなければならない。
- イ) 既存の測量鈐は適切な方法にて保護しなければならない。
- ウ) 本工事に必要な測量に要する費用はすべて請負者の負担とする。

2. 3 資材の使用

- ア) 本工事に使用する資材等は、県内で生産又は製造される資材等で、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するものとする。
- イ) 本工事に使用する資材等は、予め監督員の承諾を受けなければならない。

3. 現場管理

- ア) 請負者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
- イ) 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置を施さなければならない。これに要する費用は請負者の負担とする。
本工事以外の既設構造物及び埋設物に損傷を与えた場合には、請負者の負担に於いて速やかに修復し構造物の機能を回復しなければならない。
- ウ) 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損傷を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。
- エ) 請負者は、工事車両の出入りに使用する道路を常に巡回し、沿道の住民及び利用者に迷惑のかからぬように注意し、十分な対策を講ずること。
- オ) 請負者は、所轄警察署の許可条件を厳守し、安全管理に万全の策を工事しなければならない。

4. 官公庁等への手続

- ア) 工事施工に必要な関係官公庁、その他に対する手続き(通常請負者が手続きを行うとされているもの)は、請負者において速やかに処理すること。
- イ) 関係官公庁その他に対して、請負者が交渉要するとき又は、交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に報告すること。
- ウ) 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、

土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

5. 工事仕様

5. 1 土 工

(1) 床掘り

- ① 床掘完了後、基礎地盤の土質の状況、支持力、深さ、その他必要な事項について監督員から指示されたものについては、監督員の検査を受け、その承諾を得た後でなければ次工程の工事に着手してはならない。
- ② 湧水および滞水、その他により工事に支障を与える恐れのある場合は、昼夜の別にかかわらず応急の処置をしうる労務者、資材等の準備を行い、その対策に万全を期さなければならない。

(1) 埋め戻し

- ① 埋戻しの土質は、指定されない場合でも工事に適合したものを使用しなければならない。
- ② 埋戻し箇所は、埋戻し作業開始前に雑物等を除去し、締固めの条項に準拠して、各層ごとに十分に締固めなければならない。また、埋戻しにあつては、構造物に被害を与えないように注意しなければならない。

5. 2 コンクリート

ア) 施工に先立ち 各工種における使用コンクリートを明記し、監督員の承諾を得なければならない。

イ) 試験は、監督員の指示に従って次の試験をしなければならない。

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1) 圧縮強度試験 | 打設日毎に 1 回以上行うこと |
| 2) スランプ試験 | 〃 |
| 3) 空気量試験 | 〃 |

ウ) 養生

- 1) コンクリート打設後、低温、乾燥、急激な温度変化等による有害な影響を受けないよう十分養生しなければならない。
- 2) 養生の方法及び日数については、監督員の承諾を得なければならない。

5. 3 その他

- 1) 橋名板の設置位置及び仕様については監督員と協議し決定する。

6. 工事記録写真

6. 1 写真管理は、沖縄県土木建築部監修「写真管理基準(案)」によるものとする。
6. 2 写真撮影は、全てカラー仕上げとして工事着手前、外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階及び完成後等の工事状況を撮影し、アルバムに整理説明して監督員に提出するものとする。
6. 3 写真撮影にあたっては、測定の確定ができるように図面及び対象物の関連をつけ、被写体には掘削深、掘削幅、基礎幅、基礎厚、その他の施工寸法が判明できるようスタッフ、折尺等をあてる。又、工種、測点、設計寸法、実測寸法、施工時期、その他必要事項を記入した小黒板を置いて撮影し、焼付後の整理及び確認の便とする。現場にはデジタルカメラを常備し、協議すべき現場写真等は、撮影し監督員と協議する。
6. 4 アルバムの整理は、撮影順に張り付け入ることなく関連工種ごとに説明文を附し、整理すること。

7. 品質管理

7. 1 工事に使用する材料は、設計図に品質規格を特に明示した場合を除き、この仕様書によらなければならない。
7. 2 この仕様書に規定のない材料については、日本工業標準調査会制定の日本工業規格(JIS)及びこれらに準ずる規格に適合するもので監督員の承認を得たものでなければならない。
7. 3 工事材料は、使用に先立ち検査を受け合格品は予め協議した場所に整理し、随時甲の点検ができるように保管しなければならない。
7. 4 工事請負者は、工事を行うにあたり下記の現場試験を行い、その結果を報告書により提出するものとする。
 - (1) コンクリートスランブ試験、圧縮強度試験及び、塩分量総量規制、空気量測定
 - (2) 現場密度試験
 - (3) その他監督員の指示する試験、品質管理基準で必要とされる試験
7. 5 本工事に必要な品質管理に要する試験費用は、すべて工事請負者の負担とし、その結果については監督員の指示に従い提出するものとする。

8. 安全管理

- 8. 1 安全施設等は、道路工事保安施設基準、市街地土木工事公衆災防止対策要綱及び所轄警察署の許可条項を順守し安全管理、災害・事故の防止に努めなければならない。
- 8. 2 工事現場に工事表示等を設置し、道路交通法に準じて監督員と協議のうえ、規制表示・警戒表示協力依頼表示・バリケード等を適切に設置し、夜間にあたっては必要に応じて注意灯を点ずるなど保安警戒に十部注意するものとする。
- 8. 3 工事区間内に車両又は歩行者の通行があるときは、これらの通行に十分な配慮するとともに交通誘導員を置き、交通の安全と円滑化を図ること。

9. 竣工図面

- 9. 1 本工事完了の際は、出来高図面（工事平面図に実施出来高を赤書）を作成して監督員へ提出し竣工検査を受け、竣工検査後に竣工図面を作成する。尚、図面の様式は監督員の承認を受けるものとする。
- 9. 2 竣工図面の電子データ CD を 1 部作成し提出するものとする。

10. 提出書類

- 10. 1 本工事に関し監督員が指示する日時までに次の書類を提出しなければならない。

イ) 資材承認願い	資材搬入前
ロ) 工事進捗状況報告書	毎月 1 回
ハ) 品質管理書及び出来形管理書	完了後
ニ) 完成図面（観音製本 電子データ CDを含む）	完了後
ホ) 工事記録写真（電子データ CDを含む）	完了後
ヘ) 工事日誌及び材料受け渡し簿	完了後
ト) 建設副産物調書	完了後
チ) 完了届	完了後
- 10. 2 上記に記載されている書類以外に監督員が必要と認めた場合には、工事請負者はこれを作成し提出しなければならない。

1 1 . その他

- 1 1 . 1 本特記仕様書、本特記仕様書以外に疑義が生じた場合には監督員と協議のうえ決定するものとする。
- 1 1 . 2 本工事現場で伐採取除きする植物等の採取、及び村外持ち出しは認めない。貴重種等がある場合は、監督員と協議しできる限り村内公共施設に移植協力する。
- 1 1 . 3 工事の施工にあたっては、沖縄県赤土流出防止条例を順守し赤土流出防止対策指針に基づき流出防止対策が必要となった場合は実施するものとする。
- 1 1 . 4 週間工程表を監督員へ提出するものとし、工程会議は要所で適宜実施すること。
- 1 1 . 5 受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の 7 日までに監督員へ報告しなければならない。
- 1 1 . 6 本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。
- 1 1 . 7 受注者は、下請け契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するように努めなければならない。
- 1 1 . 8 琉球石灰岩の違法採掘防止として、工事用資材として琉球石灰岩（古生代石灰岩を除く）を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。
- 1 1 . 9 道路規制等を行う場合は、事前に監督員と協議の上、事前に周辺住民へ周知を行うこと。
- 1 1 . 1 0 工事現場から発生する濁水については、工事現場外へ流出しないよう十分留意して対策を講じること。
- 1 1 . 1 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（または港湾請負工事積算基準）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができることとする。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 1 1 . 1 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（土木工事標準積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象費の概算額は、（別紙）入札時参考資料に示すとおりである。なお、（別紙）入札時参考資料は、設計図書ではなく、受注者における本工事の入札時の検討のための参考資料として提示するものである。
- 1 1 . 1 3 本工事は、労働者確保に係る実績報告書及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などという。）を監督職員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- 1 1 . 1 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 1 1 . 1 5 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象分（以下「実績変更対象費（率式）」という。）を差し引いた費用を、土木工事標準積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。
- 1 1 . 1 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

※【11. 12 関連 （別紙）入札時参考資料】

労働者確保に要する間接費の実績変更対象費の概算額

「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準」2. 設計変更の対象項目による対象となる間 接費について、当初設計における「共通仮設費」及び「現場管理費」の実績変更対象費の概算額は下記のとおりである。 なお、当該（別紙）入札時参考資料は、設計図書ではなく、受注者における本工事の入札時の検討のための参考資料として提 示するものである

費目	当初設計における間接費の実績変更対象費の概算額（税抜き）
共通仮設費 【営繕費】 （労働者送迎費、 宿泊費、借上費）	30 万円
現場管理費 【労務管理費】 （募集及び解散に 要する費用、賃金 以外の食事、通勤 等に要する費用）	10 万円

注1） 当該資料は、土木工事標準積算基準書（共通編）[沖縄県土木建築部]の共通仮設費、現場管理費に記載されている工種区分を適用する工事のみ使用する。

注2） 当該概算額は、10 万円単位表示（1 万円以下四捨五入）で提示する。ただし、当該概算額が 10 万円未満の場合は 1 万円単位（1 千円以下四捨五入）で提示する。